

「清酒の製法品質表示基準を定める件」及び「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）に対する意見公募手続の結果について

「清酒の製法品質表示基準を定める件」及び「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正（案）について、令和4年3月10日から同年4月8日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、合計3者から御意見をいただきました。お寄せいただいた御意見及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1 御意見の受理状況

○ 郵便等によるもの	0者
○ FAXによるもの	0者
○ インターネットによるもの	3者
合 計	3者

2 御意見及び御意見に対する国税庁の考え方
（別紙参照）

「清酒の製法品質表示基準を定める件」及び「酒税法及び酒類行政
 関係法令等解釈通達の制定について（法令解釈通達）」の一部改正
 （案）に対する御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
改正の背景・趣旨についての御意見	改正の背景・趣旨をご説明ください。	清酒を取り巻く環境は近年大きく変化しており、特に清酒の表示については、不断に見直していくことが必要です。今般の改正は、国内外の消費者にとっての分かりやすさや日本産酒類のブランド価値の向上を図る観点から、食品の国際規格であるコーデックスに則って清酒の製造時期の表示を任意表示するとともに、民間機関からの受賞の記述も可能となるよう必要な見直しを行うものです。
製造時期についての御意見	販売用容器に入っていた清酒（製造時期が令和3年12月となっているもの）を令和4年3月に詰め替えた場合の製造時期はどうなりますか。	製造時期は、原則として清酒を販売する目的をもって容器に充填し密封した時期を記載いただくこととなります。御意見いただいた、清酒を詰め替えた場合については、通常、既に移出済の清酒を自社の製造場に戻し入れる等の理由として、表示不備により容器・包装等を貼り替えるもの、成分規格の変化を来しているもの又は何らかの理由により製品回収が必要なものに対するメーカーの対応など、様々な理由が考えられるところです。したがって、詰め替え時等の理由により、個別に判断することが必要です。なお、そのような事案が生じた場合には、最寄りの税務署に御相談ください。
その他の御意見	「でん粉」とするのは記載方法として感覚的にあまり好ましくないように思われるため、「でんぷん」か「澱粉」としていただきたい。	「でんぷん」を常用漢字に改める改正です。 なお、「澱」が常用漢字となっておりませんので、「粉」のみを改正するものです。